

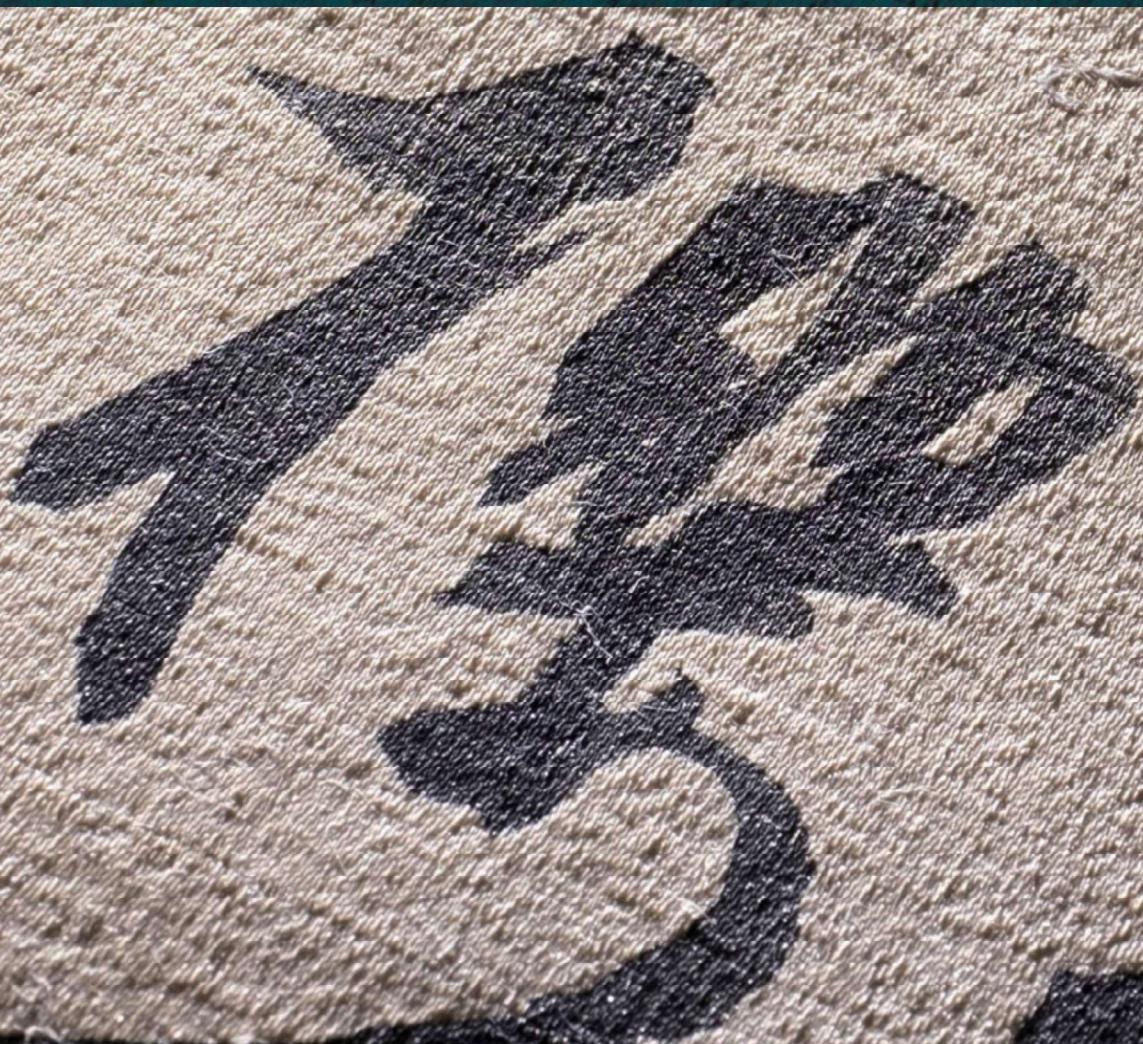
TEIKOKU DATABANK HISTORICAL MUSEUM

# MUSE

2021.3

Vol.38

帝国データバンク史料館だより [ミューズ]



■卷頭特集

基を築き、誰よりもその発展を願った  
信用調査業と渋沢栄一

■輝業家交差点 近代にっぽんを彩る人物往来

13代永田藤兵衛  
山の豊かさを関西経済社会へ —林業資産家の多角的事業展開—

■資料にみる企業の歴史

江戸時代の倒産 —分散— を読み解く

# 信用調査業と渋沢栄一

基を築き、誰よりもその発展を願つた



## 「商工社会信用ノ發達ヲ助ケ、 銀行其他商工業者ニ営業上ノ便利ヲ与ウル」

2024年から新一万円紙幣の肖像となることが決まり、

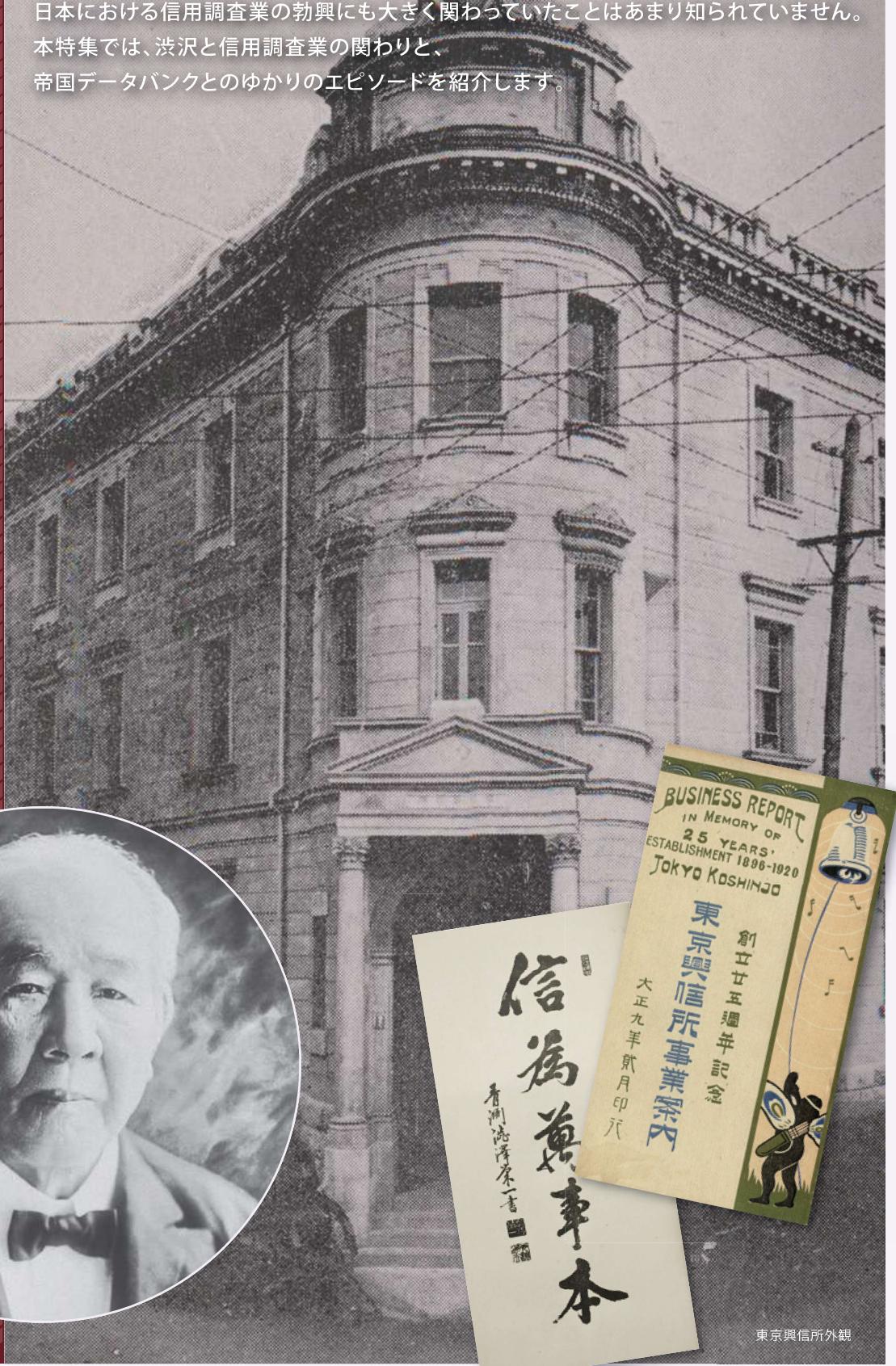
2021年NHK大河ドラマ「青天を衝け」の主人公でもある渋沢栄一。

渋沢は近代日本の実業界に大きな影響を与えた人物としてよく知られていますが、日本における信用調査業の勃興にも大きく関わっていたことはあまり知られていません。

本特集では、渋沢と信用調査業の関わりと、

帝国データバンクとのゆかりのエピソードを紹介します。

(東京興信所規約)



東京興信所外観

# 東京興信所の設立

明治維新以降、急速に経済の近代化が進むなか、渋沢は1873(明治6)年に第一国立銀行、1877年に押善会(手形交換所の前身)を設立するなど、次々と商業発展の地盤を築いていきました。特に小切手・手形による信用取引の必要性を説き、近代的なビジネスをより普及・拡大するためには企業間の信用の確立が重要であり、企業の信用程度を客観的に測定、明示する信用調査機関(興信所)の立ち上げが不可欠であると考えていました。

渋沢は、信用調査について「必要なるものは丁寧なる方法によって得意先の信用を綿密に取調べて報告するということである。得意先から言うなら他人の身代を調べるのは不都合であると立腹するか知らぬが、しかし公平の眼をもってよく調べてもらうということは得意先とてもむしろよいと思わねばならぬ。資産の堅固なる者が不堅固に報告されれば信用を減ずる。また、悪い者が善く報告されると当人のために幸せであるとも、世間を誤るの恐れがある。故に得意先の信用程度はなるべく明瞭にわかるのが、堅固の商人にはむしろ満足に思うはずである。」(『軽雲外山翁伝』)と語っています。

当時の日本では、まだ信用取引が十分に浸透しておらず、取引の際に相手の信用程度を知ることは容易ではありませんでした。そのようななか、日本で最初の信用調査機関である商業興信所を設立した外山脩造を、渋沢は「大いに賞賛せねばならぬ事は信用調査即ち興信所の設立」と称え、次いで自らも4年後の1896(明治29)年、東京興信所を設立します。商業興信所は大阪を拠点としていたため、渋沢は当初、商業興信所に東京支社の開設を願いましたが、商業興信所にそこまでの余力はなく、やむなく自ら東京に興信所を設置することとなりました。

そのため、東京興信所の事業内容や規則の多くは商業興信所をモデルとしています。両興信所とも毎年日本銀行から3千円の出資を受けた、いわば半官半民の企業としてスタートしました。その後、次々と民間の信用調査会社が誕生しますが、両興信所は、西の商業興信所、東の東京興信所として、共に戦前の信用調査業界を牽引していきます<sup>※1</sup>。

## 渋沢栄一と帝国興信所

東京興信所より遅れること4年、京橋(現在の八重洲付近)の地に民間の信用調査機関として帝国興信社(2年後より帝国興信所)が開業しました。創業者の後藤武夫は、会社を興してまず渋沢のもとを訪問し、信用調査機関の必要性と独占の弊害などを述べ、事業への支援を乞います。しかし、「興信所の経営はなかなか困難のもので、現在の東京興信所ですら、未だ試験時代ともいべき時代であって到底一個人の経営として始めたところで、続くものではない」(『後藤武夫伝』)という理由で断られてしまいます。1900(明治33)年、渋沢翁還暦、後藤武夫30歳の時のことでした。

帝国興信所はその後発展を続け、18年後の1918(大正7)年、本所社屋を新築した記念の講演会に招待された渋沢は、「今日に於ける一大興信所となられたことは、実に後藤君のため又、我国信用調査機関のため祝福に堪えません。同時に私がその当時後藤君に対して申上げたことを顧みて汗顏の至りです、この機会に詫びておきます。」(『脱俗』)と、ユーモラスに当時を振り返っています。

帝国データバンク史料館では、渋沢が帝国興信所に寄せた書画や雑誌記事を所蔵しています。これらの資料から、渋沢と帝国興信所とは渋沢の晩年まで長くつきあいがあったことがうかがえます。出資こそ受けなかったものの、帝国興信所も渋沢に大きく影響を受け、支援を受けた企業の一つでした。信用を第一とする渋沢の思いは、現在も変わることなく脈々と信用調査業界に受け継がれています。

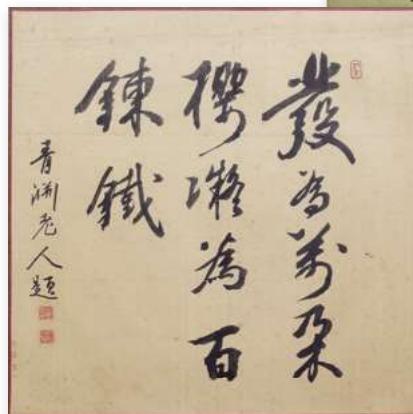
## PICK UP 帝国データバンク史料館 収蔵品から



帝国興信所(日本魂社)発行の雑誌『日本魂』には、渋沢が寄稿した記事が多く掲載されています。なかでも、1928~30(昭和3~5)年にかけて連載された「実踐論語」(全12回)は、わかりやすく論語について解釈し、第1回の冒頭では、後藤武夫が提唱する「至誠」が論語の精神を表す言葉であることにも触れています。

### ■『日本魂』渋沢の寄稿一覧

- ・戦後に対する日本商工業家の覚悟
- ・名士と5分間
- ・人情眼を以って観たる赤穂義士
- ・概すべき日本現時の政界
- ・帝都東京に対する私の希望
- ・私は「不斷の活動」を理想として居る
- ・実業舞台の五十年
- ・時運の変遷と歴史を作る人々
- ・善風下に敷く
- ・中野武昌君を悼む
- ・生活問題の解決
- ・聖徳太子奉賛会に就て
- ・在米一百余日
- ・孔子の祭に就て



渋沢が関東大震災で休刊していた帝国興信所発行の雑誌『日本魂』の復刊記念に寄せた色紙。『日本魂復興記念書画帖』(1927年)に収められています。青淵老人は渋沢の号。書「發為萬朵 櫻凝為百鍊鐵」は、水戸藩の儒学者、藤田東湖による「和文天祥正氣歌」の一節。「ひらいては万朵の桜となり、凝りて百鍊の鉄となす」。すなわち、開いたら100万の桜の花となり、集まれば100回鍛えた刀になる、と震災を乗り越えた人々の力を讃えています。

一部、読みやすさの便宜を図るため、歴史的仮名遣いを現代仮名遣いで表記しています。

※1. 商業興信所と東京興信所は1944年に合併し、株式会社東亜興信所(1944~1992年)、株式会社サン・トーア(1992~2020年)、サムティホテルマネジメント株式会社(2020年~)と変遷しています。

【参考】・武内義雄編『軽雲外山翁伝』商業興信所、1928年

・後藤武夫『後藤武夫伝』日本魂社、1928年

・佐藤俊雄『東奔西走 百年の歩み』株式会社東亜興信所、1992年

・帝国興信所内報『脱俗』号外、1932年

・渋沢肖像写真(国立国会図書館デジタルコレクション)

『東京興信所事業案内』(当館蔵)

えいだ  
13代 永田藤兵衛

洞川駅全景(洞川電気索道)写真提供:永田晶三氏

## 山の豊かさを関西経済社会へ —林業資産家の多角的事業展開—

### || 永田家と吉野林業

奈良県吉野郡は、近世以来日本の先進林業地域として名をはせ、その吉野の美林は、近代日本の各地で勃興した新たな林産地の造林モデルとされた。吉野郡で上市の北村家と並んで大規模な林業家となったのが、下市の永田家である。林業経営には、輸送面と資金面でのインフラが重要であり、その両面で最も吉野林業地域に貢献したのが、長年吉野銀行頭取を務め、洞川電気索道会社設立の中心となった永田家であった。近世期の永田家は廣瀬屋を屋号とし、18世紀から山林の保有を拡大し、19世紀初頭にはかなりの山林を保有していた。幕末期の当主は12代藤平で、地域有力者として活動し、近代前期も大阪府会議員・奈良県会議員を務め、1895(明治28)年の吉野銀行設立(本店下市)に際して、中心的発起人として初代頭取を務め、1905年に頭取を退任して09年に死去した。

今回取り上げる13代永田藤兵衛は、藤平の息子で、1871年生まれで1901年に藤兵衛と改名し、藤平の引退後に05年から吉野銀行頭取を引き継いだ。そして吉野銀行頭取就任後の藤兵衛は、家業の林業を積極的に拡大し、1912(大正元)年に設立された洞川電気索道会社の社長に就任するとともに、製材業へも進出し、24年に亡くなるまで吉野銀行頭取を務めた。13代藤兵衛の3名の姉妹はそれぞれ、大阪の逸身銀行頭取の逸身佐一郎、逸身佐一郎の弟で尼崎紡績株式会社社長の福本元之助、大阪府貝塚の貝塚銀行頭取の4代廣海惣太郎の妻となった。13代藤兵衛の妻の生家である安田家も、近世期から吉野林業地域で長年林業を営んできた旧家で、安田治作の長女が13代永田藤兵衛の妻になり、治作の長男が大阪の阪上忠兵衛家に、次男益次郎が大阪の清水栄次郎家の分家清水重三郎の姉に婿入りし、治作の三男行蔵が安田家を継いだ。安田行蔵は永田家の事業に関わり、13代藤兵衛の死去後も永田家が設立した諸会社の経営を担うとともに吉野銀行の取締役となつた。

清水益次郎(安田行蔵の兄)の本家清水栄次郎家は、大阪で銀行

業(清水銀行)と材木商(清水材木店)を営み、清水益次郎は清水材木店に入店して、後にその経営責任者となった。大阪の清水材木店と永田家は木材取引を行っており、清水栄次郎は、日本最大の林業会社である秋田木材会社大阪支店長で、後に同社常務取締役となるとともに、家業として植林事業も手広く行い、第二次世界大戦後に個人企業として日本最大規模の林地を所有するに至った。そして20世紀初頭に、逸身家と福本元之助が中心になって経営していた大阪鉱業会社に永田家が出資して、大阪鉱業会社が奈良県下市に営業所を移転すると、清水栄次郎も大阪鉱業会社の経営に深く関わった。この清水栄次郎の次男が、1960年代に東宝社長・阪急電鉄会長となった清水雅である。また、大阪府貝塚の廣海家も、大阪府南部に山林を所有するとともに、奈良県吉野郡天川村で、永田家・逸身家・福本元之助・廣海家などが共同出資で山林経営を行った。さらに13代永田藤兵衛の娘「千代」は大阪の伊藤忠兵衛(2代)の妻となっており、永田家の姻戚関係は大阪経済界と深く関わっていた。

### || 13代永田藤兵衛の事業展開

1909(明治42)年の12代藤平の没後に13代藤兵衛は多様な事業に関わった。例えば、吉野地域への鉄道敷設設計画は、19世紀末に一度あり、12代藤平が深く関わったが、1900~01年恐慌の影響もあって挫折した。1910年の軽便鉄道法の成立とともに吉野地域まで鉄道を敷設して大阪と結ぶ計画が再度試みられ、11年の吉野軽便鉄道の敷設設計画は順調に進み、普通鉄道として13(大正2)年に敷設されて藤兵衛も同社取締役となった。木材輸送に関しては、貨車の問題もあり、すぐに鉄道輸送に転換したわけではないが、吉野林産地で近世來の主要木材加工品であった桶材・樽材は、もともと陸送で大阪に運ばれており、鉄道輸送への転換が図られたと考えられる。

永田家ら下市地域の有力者は、これを機に下市町の後背林地にあたる黒瀧川上流域や洞川地域と下市を結ぶ洞川電気索道会社を

1912年に設立し、さらに下市から吉野川を渡って索道を吉野鉄道下市口駅付近まで伸ばした。これにより吉野川流域と結ばれる林業地域が飛躍的に拡大した。同社は電気事業を兼営したが、1910年に五條町に本社を置く大和電気会社が設立され、大和電気が川上村に発電所を設けて、吉野川流域を営業地として12年に開業していた。洞川電気索道は、当初は洞川地域に水路式発電所を建設して洞川地域や黒瀧川上流域に電灯や電力を供給する計画であったが、大和電気も洞川地域で発電所を建設する計画があったため、大和電気から電気供給を受け、その配電業務を行った。こうしたインフラ整備を踏まえて、永田家らは1914年に大淀村で製材業を行う吉野桶木会社を設立し、15年に永田家は独自に洞川地域澤谷で、永田神童子山製材部を開設した。これらの製材事業では電動機を利用しており、大和電気は1915年に洞川に天川発電所を建設して、洞川電気索道や永田神童子山製材部に電力を供給した。

永田神童子山製材部は、永田家が洞川地域奥地の山林数千町歩の原生林の立木を取得し、それらを伐採したものを機械動力で大規模に製材する工場で、主に板・箱を製造し、大阪の清水木材店がその主要販売先であった。洞川電気索道と永田神童子山製材部を通して大和電気と密接な関係をもつて至った永田家は、積極的に大和電気に出資して、大和電気は本社を大淀村に移転するとともに、永田藤兵衛が取締役に就任した。大和電気は1921年に関西の大電力会社で大阪に本社を置く宇治川電気に合併されたが、吉野地域の発電所は宇治川電気に引き継がれ、永田家は宇治川電気の増資にも応じて、1922年に約53万円を同社に出資した。その結果永田家は、宇治川電気の有力大株主となり、1932(昭和7)年時点の宇治川電気株式会社株主上位10名のうち、7名を吉野林業関係者が占めた。

## 吉野地域経済と永田家

1895(明治28)年の吉野銀行設立は、吉野林業に新たなダイナミズムをもたらし、吉野銀行から資金を借りて植林し、経営拡大を図ろうとした林業家が多数登場した。しかし、吉野式造林法では植林してから丁寧な枝打ちと間伐が必要なため継続的な山林撫育費がかなり必要で、伐出までの期間も長く、当分の間は費用の先払いが続いた。そのため林業金融が必要で、吉野銀行は山林を担保にして林業家への貸付を積極的に行なった。新たな林地開発は、吉野川よりもさらに奥地にあった天ノ川・十津川流域が焦点となり、地元百姓の林地取得や吉野川流域の林業家の進出が見られた。そして永田家も吉野銀行から資金を借りて、天ノ川流域の新たな林地を買い入れた。しかし、1903～04年の木材不況で大阪の木材価格が大幅に下落し、吉野銀行への返済が滞った林業家が続出し、天ノ川流域で開発された林地が大量に売りに出された。しかも、同時期は地方改良運動のなかで、共有林の事業化が奨励されており、天川村は、その事業化を共有林としてではなく、共有林を分割して個人所有にして進めようとした。そのため、天ノ川流域の林地売買は一層盛んとなり、その状況を永田家は捉えて、洞川地域に広大な林地を取得した。

その頃各地で電気事業が勃興し、前述のように五條町で大和電気会社が設立され、それと同時に吉野鉄道敷設計画が起り、鉄道と電力のインフラ整備が吉野川沿いに始まった。永田家ら下市の有力者は、その輸送と電力のインフラ整備を吉野川流域から天ノ川流域へ延ばすことを考え、その結果設立された洞川電気索道会社は、輸送面で大きな役割を果たした。そして、永田神童子山製材部も、1910

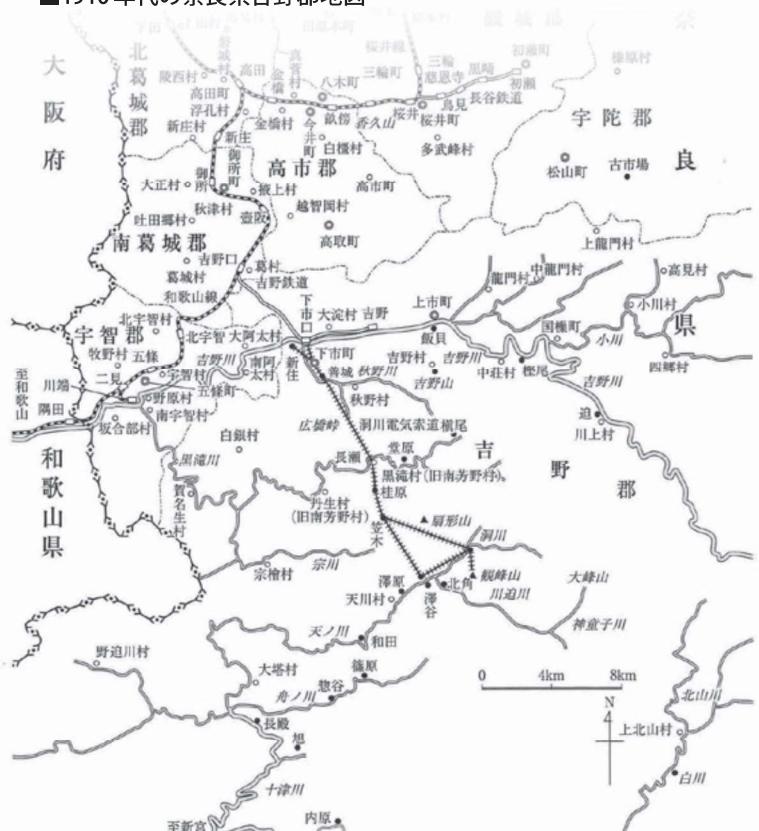
年代末～20年代初頭に多大な利益を獲得した。その結果、1923(大正12)年頃の所得税額で永田家は、吉野林業地域最大の林業家とされる上市町の北村家を上回り、この時期の永田家の林業経営規模は、吉野林業地域に居住する林業家のなかで最大規模になったと推定される。実際、1928(昭和3)年頃の資産家番付で永田家は推定資産額約700万円とされた。

ところが、1920年代中葉から、吉野材の木材加工品は、海外からの安い輸入材を材料とする木材加工品に価格競争で勝てなくなり、丸太材も安価な輸入材の影響で価格が下落した。永田家は採算が合わなくなってしまった永田神童子山製材部を1925年に休止して、林業経営規模を大幅に縮小した。しかも、電源開発面での吉野地域に目をつけた大規模電力会社により大和電気が吸収合併されたため、電力業での経営展開の可能性はなくなった。永田家が神童子山製材部を休止したため林産物の貨物が激減した洞川電気索道も経営維持が難しくなった。海外市場の影響で、吉野材市場は縮小へと向かったが、吉野林業地域は、もともと長伐期で間伐を丁寧に行なうことで高品質の木材を育てていたため、市場での評価は高く、国内需要が増えれば容易に販路は開けた。昭和恐慌とそれからの回復過程で生じた低為替状況が外国からの輸入材の防遏になり、重化学工業化のなかで木材需要が増大し、1930年代中葉は永田家も再び林業に力を入れた。1890年代～1900年代に植林した林地も最初の間伐期を迎えて、間伐材を販売できる状況になり、30年代後半～戦時期の永田家は積極的に林業経営を拡大した。そのことが、第二次世界大戦後も永田家が奈良県有数の林業家として継続し得たことにつながり、吉野地域も林業産地として第二次世界大戦後まで継続したのである。

参考文献：中西聰『資産家資本主義の生成』慶應義塾大学出版会、2019年

中西聰・二谷智子『近代日本の消費と生活世界』吉川弘文館、2018年

■1910年代の奈良県吉野郡地図



(注) 鉄道線は1915年3月時点、——は官営鉄道線、

=====は民営鉄道線、\*\*\*\*\*は洞川電気索道線。

(出所) 中西聰『資産家資本主義の生成』慶應義塾大学出版会、2019年 viii 頁 地図2

# 江戸時代の倒産 —分散—を読み解く



江戸時代においても、商人や百姓が経営破たんした際には、一定のルールに基づいて倒産処理が行われていました。

江戸幕府の基本法典である『公事方御定書』にも倒産に関する項目が定められ、各地に多くの関連資料が残っています。

実際に倒産にはどのような手続きが取られ、現在とはどのように異なったシステムであったのか。倒産に関する資料や現在の倒産について紹介しながら、江戸時代の倒産を読み解きます。

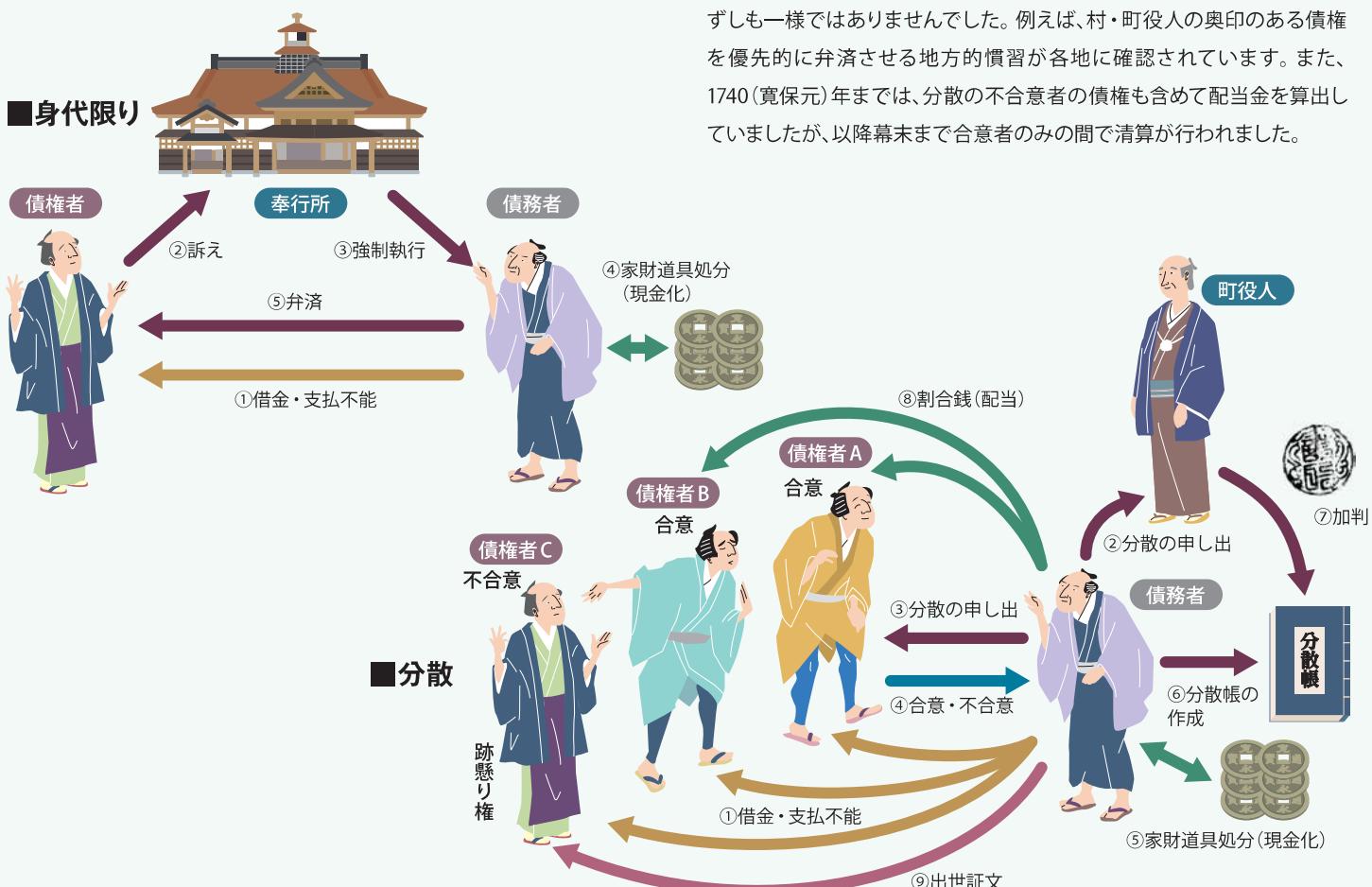
『職人尽絵詞』(国立国会図書館デジタルライブラリー)

## 身代限りと分散

江戸時代に倒産という言葉はなく、身代限りや分散が用いられていました。身代限りは、債務者が支払不能状態に陥った場合に債権者が債務者を訴え、奉行所から弁済の強制執行が行われることをいいます。債務者は全財産を処分し、弁済に充てなければなりませんでした。

分散は債務者が支払不能状態に陥った場合に、すべての債権者と債務者の間の合意により債務者の全財産を処分し、代金を分配する手続きのことです。基本的に奉行所は関与せず、分散の申し出は債務者が村・町役人に対して行い、手続きにも村・町役人が立ち会いました。

今回は、基本的に債権者と債務者間の一対一の問題<sup>※1</sup>である身代限りに対し、複数の債権者の競合を前提とする点で現在の倒産の定義により近いと考えられる分散について主に取り上げます。



## 分散の手続き

債務者は、経営破たんすると、まず所属する村・町役人へ分散を申し入れます。すべての債権者から分散への合意・不合意の返答を得た後、債務者は全財産を処分(現金化)し、分散割帳(財産目録兼配当表)を作成、村・町役人や証人となる親族等の加判を受けた後、各債権者へ割合銭(配当)を支払います。分散に合意し割合銭を受け取った債権者は、残りの債権を請求する跡懸り(再請求)権を失い、分散に合意せず割合銭を受け取らなかつた者は、債務者から出世証文(弁済約定書)を受け取り、跡懸りが認められます。債務者は家産再興に努め、残りの債務を返済します。後日債務を弁済できる可能性を前提とした出世証文は、現在でいう「出世払い」の元になっています。

以上が分散の基本の流れですが、その手続きは地域や時期によって必ずしも一様ではありませんでした。例えば、村・町役人の奥印のある債権を優先的に弁済させる地方的慣習が各地に確認されています。また、1740(寛保元)年までは、分散の不合意者の債権も含めて配当金を算出していましたが、以降幕末まで合意者のみの間で清算が行われました。



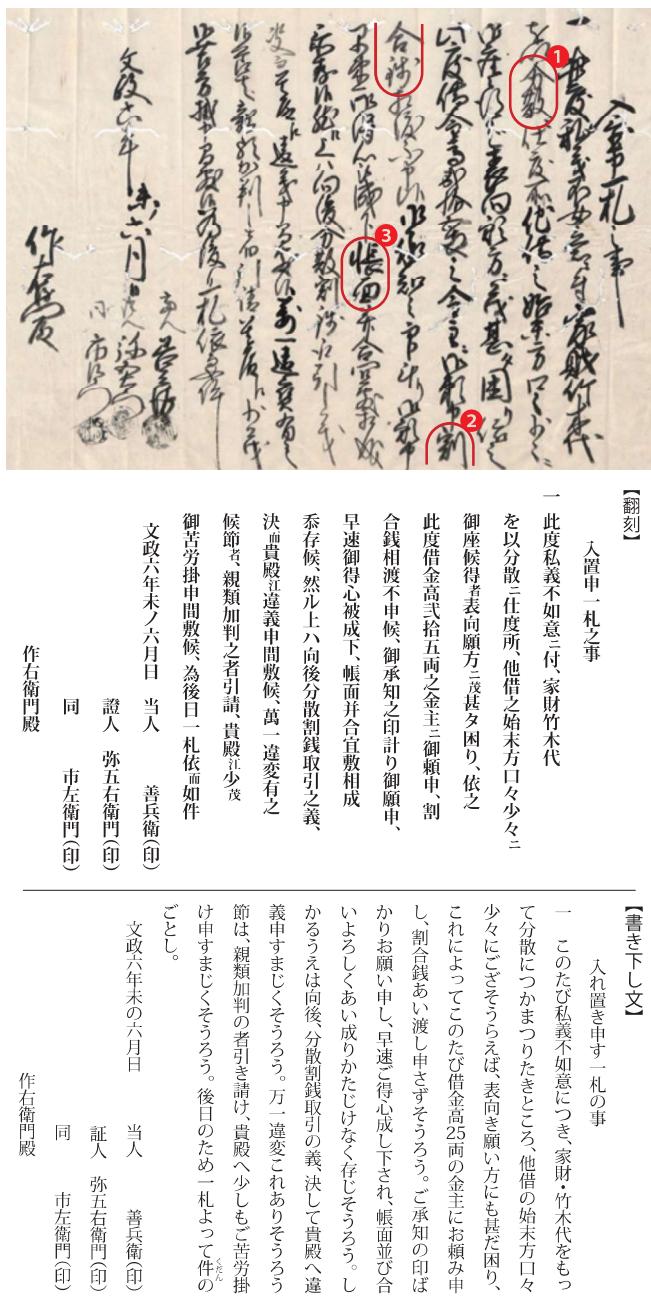
## 資料1 分散帳に関する証文

### 1823(文政6)年「入置申一札之事」

分散に関する資料を一点(下画像)紹介します。本文内に①分散、②割合錢、③帳面(分散帳)などの文字が見え、分散に関する証文であることがわかります。債務者の善兵衛から村役人(組頭)の作右衛門に対して、分散帳へ加判してもらったことへのお礼と、帳面に記した割合錢について異論はなく、貴方様へ決してご迷惑はおかげしませんよ、ということを誓約しています。

この資料からは、善兵衛の分散理由が「不如意」(経済的に苦しいこと)であること、家財と竹木代を全財産として処分していること、各債権者からの借金額が小さいため、高額(25両<sup>※2</sup>)の債権者に割合錢を渡さないことで、帳面上の金額を揃えていることなどが読み取れます。善兵衛の名の横には親族と思われる2名が証人として連印し、村役人に宛てた証文であることからも、分散が当事者のみではなく準公的な手続きで行われていたことがわかる資料です。

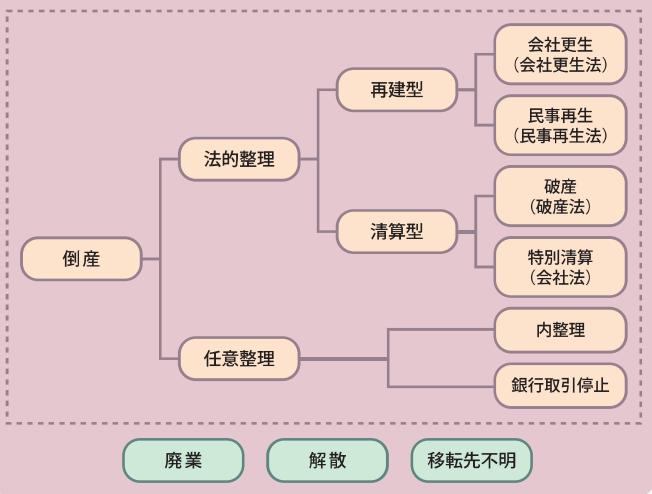
■神奈川県立公文書館寄託 相模国大住郡石田村石井家文書



## ④ 現在の倒産

現在の倒産は、大きく法的整理と任意整理の二種類に分かれ、帝国データバンクの倒産集計では法的整理(負債1000万円以上)のみを扱っています。法的整理は、裁判所の関与により手続きが行われ、目的が再建か清算かによって、会社更生や民事再生、破産、特別清算に分類されます。任意整理は、倒産会社と債権者の任意の話し合いにより、資産・負債などを整理します。

### ◆倒産態様の区分



帝国データバンク「全国企業倒産集計」より作成

## ⑤ 「私的整理ガイドライン」に従った 任意整理

これまで多くの歴史研究で、分散は現在の破産に相当するものとして説明されてきましたが、最近の研究では、2001年に作成された「私的整理ガイドライン」<sup>※3</sup>に従った任意整理に近いものとする指摘があります<sup>※4</sup>。分散は、関係者同士の了解の下で行い、原則として奉行所(裁判所)が関与しない点で、法的倒産処理手続によらずに、多数債権者と債務者の合意により集団的に債権債務を処理する現在の任意整理に相当すると考えられます。任意整理は当事者の同意によって行われるため、もともと決まった方法がありませんが、このガイドラインには法的拘束力はないものの、ガイドラインに沿った任意整理を行うことで債務免除相当額を損失として税務処理できるなど準公的な側面をもつようになります。

江戸時代の分散も、公的な立場にある村・町役人が関与し、手続きが奉行所に公認されている点で、「私的整理ガイドライン」に従った任意整理により近い性格をもつと考えられます。社会的背景も法制度も異なる江戸時代と現在とを単純に比較することはできませんが、江戸時代の倒産を理解するうえで興味深い指摘です。

次回は、身代限りや分散を当時の人々がどのように捉えていたのか、狂歌や文学作品に描かれた江戸時代の倒産を紹介します。

\*1 他の債権者が別に訴訟を起こすことは可能であり、同一の債務者に対して同時に複数の訴訟が起こされた場合には、それぞれに配当が行われました。

\*2 当時の25両は現在の150万円程。

(米1石(150kg)=1両、米5kgを現在約2千円と仮定して 1両=6万円)

上記金額は米で換算していますが、換算する対象や時期によって1両の価値は異なるため、あくまでも目安としてご参考ください。

\*3 私的整理に関するガイドライン研究会「私的整理に関するガイドライン」、2001年。

\*4 私的整理と任意整理は同義。帝国データバンクの規定する倒産の定義に基づき、

本文内ではガイドラインの名称以外、任意整理を用います。

\*5 国尾隆司「民事訴訟・執行・破産の近現代史」、弘文堂、2009年、43-44頁。

【参考】

・宇佐美英機「江戸時代庶民の破産と再興」、『福井県文書館研究紀要』3、2006年

・宇佐美英機「分散」と出世文、『歴博』88、1998年

・小早川欣吾「近世における身代限り及び分散」、『法学論叢』43-5、1940年

・小早川欣吾「近世における身代限り及び分散統考」(一)～(三)、『法学論叢』44-1・2・4、1941年

・曾根ひろみ「商品経済の発展と法一身代限り成立の歴史的意義」、『歴史学研究』533、1984年 他

## 帝国データバンク史料館

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塙町14-3 TEL.03-5919-9600(直通)

ご来館の際は、1F受付にお越しください。

### ご利用案内

[入館料] 無料

[開館時間] 10:00~16:30 (入館は16:00まで)

[休館日] 土・日・月曜日および祝日、年末年始

(その他展示替えなどのため、臨時に休館することがあります。)

### 交通のご案内

[JRご利用] 中央線・総武線 市ヶ谷駅 徒歩8分

中央線 四ツ谷駅 四ツ谷口から徒歩9分

[地下鉄ご利用] 南北線・有楽町線 市ヶ谷駅 7番出口から徒歩6分

都営新宿線 曙橋駅 A4番出口から徒歩9分

丸ノ内線・南北線 四ツ谷駅 2番出口から徒歩9分

ご来館の際には館内のご案内、ご質問など、お気軽にお申し付けください。  
なお、当館ホームページで展示内容や最新ニュースなどを紹介しています。

**[www.tdb-muse.jp](http://www.tdb-muse.jp)**

